

第 17 回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション問題

(11 月 6 日版)

1. ネゴランド国は、北半球にある人口約 6000 万人の立憲民主制国家である。国土面積は約 40 万平方キロで、国土の大半は温帯湿潤気候に属し、四季がある。首都はネゴタウンであり、ネゴタウンの人口は約 500 万人である。一人当たり GDP は約 35000 米ドルであり、第二次産業、第三次産業が発展している。特に、工業技術は世界最高水準であり、自動車、エレクトロニクス、IT、素材等の分野で、世界を代表する企業を有している。
2. ネゴランド国では、近年、少子高齢化が問題となっている。2016 年の統計によれば、ネゴランド国の人口の 30%以上が 60 歳以上であるのに対して、14 歳以下は 15%である。近年の出生率は 1.5 前後で推移している。このままの状況が続けば、さらに高齢化や人口減少が深刻化し、経済成長や社会福祉等に影響を与えることが懸念されている。政府は、少子高齢化に対する抜本的な対策は打ち出せないでいる。
3. ネゴランド国は、5 年前から異常気象に見舞われることが多くなっている。例えば、5 年前までは夏の最高気温が摂氏 35 度を超えることは稀であったが、2016 年の夏は多くの都市で日中の最高気温が摂氏 37 度を上回るといった記録的な高温が続き、冬には普段は雪がない沿岸部でも大雪が降るといった状況であった。また、2017 年の夏も 2016 年と同様の猛暑で、ネゴタウンでは日中の最高気温が 39 度を上回る日が続いたが、2017 年の冬は記録的な暖冬であった。2 年続いての記録的な高温は、地球温暖化の影響であると言われている。
4. ネゴランド国では、2010 年に女子バスケットボールと男子バレーボールの世界大会が同時に実施された。この大会では、ネゴランド国代表チームがいずれも大活躍し、女子バスケットボールでは、優勝候補と目されていたアメリカを破って優勝し、また、男子バレーボールでも、優勝候補であったブラジルを破って優勝した。ネゴランド国では、それまでも国民のスポーツに対する関心は高かったが、この 2 つの世界大会が契機となって、国民のスポーツに対する関心が大きく高まり、テレビにおけるスポーツ中継が人気を博するようになった。また、自らスポーツをしたいと考える国民も増加し、スポーツクラブに通う人たちも増えてきている。
5. 2014 年、ネゴランド国政府は、広くスポーツに関する事項を所管する官庁として、スポーツ庁を設置した。国民がスポーツを通じて健康を維持できれば医療費の削減に繋がること、ネゴランド国のスポーツの競技力を高めて国際大会等で良い成績を収める

ことができるようにすること、スポーツを産業として育成していくこと、が主要な目的である。

6. アービトリア国はネゴランド国の隣国で、両国は長く友好関係を保っている。アービトリア国は、人口約 4000 万人の立憲民主制国家である。国土面積は約 50 万平方キロメートルで、国土の大半は温帯湿潤気候に属し、四季がある。首都はアブアブであり、アブアブの人口は 200 万人である。
7. 一人当たり GDP は約 35000 米ドルであり、農業、製造業、観光業、サービス業等、幅広い産業が盛んである。しかし、近年、アービトリア国の農産物や工業製品は他国のより安価な製品との競争に苦しんでおり、国際的な競争力が低下している。また、国内市場でも、国内の農家や製造業者は、外国からの安価な輸入品に押され気味である。政府に対しては、輸入制限措置を求める声がある一方、金融、観光、教育、エンターテインメント等、アービトリア国が国際的にも優位に立つこれらの三次産業の更なる強化を図るべきであるとの声も強い。
8. アービトリア国では、国民のスポーツやエンターテインメントに関する関心が高く、多くの国民が趣味としてスポーツや音楽を挙げる。このような国民全体のスポーツに関する高い関心もあって、若い世代からスポーツで才能のある選手を育てる環境も整っており、例えば、テニスやゴルフで世界を代表するようなプロ・スポーツ選手を数多く輩出している。スポーツ専門のケーブルテレビやインターネット配信プログラムも充実しており、こうしたケーブルテレビやプログラムを契約している世帯も多い。
9. ネゴランド国と同様、アービトリア国でも最近では異常気象が問題となっている。全国の主要都市のここ 3 年間の平均気温と過去 10 年間の平均気温を比較すると、ここ 3 年間の平均気温は 2 度高くなっている。2016 年の夏は首都アブアブで日中の最高気温が観測史上最高の摂氏 38 度を上回るといった事態があった。また、2017 年の夏も、首都アブアブをはじめとした複数の都市で最高気温が 35 度を上回った日が続くといった猛暑であり、猛暑のために体調を崩す人が続出するといった事態が生じた。
10. ネゴランド国とアービトリア国の地図は別添 1 の通りである。両国の間には時差はない。本問題との関係では、別添 1 に記載している以外の都市について考慮する必要はない。ネゴランド国の通貨はネゴ・リラ、アービトリア国の通貨はアブ・ドルである。本問題との関係では、1 ネゴ・リラ = 1 アブ・ドル = 1 米ドルと考えるものとし、通貨単位としては米ドルを用いるものとする。

11. レッド社は、ネゴランド国を代表する大企業であり、電気機器、建築、IT ソリューション、各種電子部品等を幅広く手掛けている。レッド社の概要は別添 2 の通りである。レッド社は、2000 年以降、同社の映像、空調、エレクトロニクス等の技術をスポーツ施設やトレーニング施設等に提供してきた。例えば、ネゴランド国内や外国のスタジアムに、大型映像表示装置や音響装置、照明機器、空調機器等を提供したり、ネゴランド国スポーツ庁が運営するネゴランド国代表選手のトレーニング施設や、世界各国のプロフェッショナル・チーム、大学等に、同社の画像解析技術やセンサー技術を活用してアスリートの動きや体調等を分析する装置等を納品したりしている。
12. ネゴランド国では企業がプロフェッショナル・スポーツのスポンサーとなって、自社の宣伝の一環として、スポーツ・チームを持つことが多い。レッド社もそのような企業のうちの一つであり、サッカー、バレーボール、バスケットボールについては、男女ともチームを有している。レッド社のチームは、いずれの種目でも、男女ともネゴランド国内の最上位のリーグに属しているが、特に、男子バレーボールと女子バスケットボールのチームは、ここ 10 年、ネゴランド国リーグで常に優勝争いに絡む強豪チームであり、2010 年にネゴランド国で開催された世界大会でも、ネゴランド国チームの主力メンバーはレッド社チームの選手であった。レッド社のチームの好成績の理由の一つとしては、レッド社のチームは、レッド社のテクノロジーを詰め込んだトレーニング施設や分析装置等を活用できることがあると考えられている。
13. 2014 年にネゴランド国でスポーツ庁が設置され、スポーツの振興やスポーツ産業の発展が見込まれると考えたレッド社は、2015 年にスポーツ事業部を設立し、より本格的にスポーツ事業に取り組むこととなった。スポーツ事業部では、①映像・音響・空調等の技術のスポーツ施設等への提供、②画像解析技術やセンサー技術等を応用したアスリートの分析技術のトレーニング施設やチーム等への提供、③自社のスポーツクラブの活動をも活かした各種スポーツ・イベントの運営、スポンサーシップ、④映像・IT 技術や電気製品技術を応用したスポーツ映像配信やスポーツ観戦グッズ等の開発、を主な柱としている。こうしたスポーツ事業を推進するに際して、ネゴランド国の主導による強化に関するプロジェクトに関与したり、スポーツ事業に関する様々な情報を得たりするうえでは、ネゴランド国スポーツ庁との関係は大変重要であることから、レッド社はネゴランド国スポーツ庁との関係をとても重要視している。幸い、レッド社は自社のチームの活動等を通じて、ネゴランド国スポーツ庁と大変良い関係を築いてきている。
14. スポーツ事業部の業績は好調に推移した。2015 年から 2017 年にかけてのレッド社のスポーツ事業部の事業のうち、特に注目すべき事業は別添 2 に記載の通りである。2017

年 1 月には、同社の映像・音響・空調等の技術を最大限に盛り込んだ、屋根付き競技場であるレッド・スタジアムが完成した。レッド・スタジアムは、レッド社がネゴタウンに建設した最大収容人員が 4 万人の施設で、陸上競技、サッカー、ラグビー等に用いることができるほか、コンサートなどの各種イベントも行えるような設備も整っている。また、スタジアムには、同時通訳システムを完備した国際会議場や、ショッピングモールなども併設され、スポーツ・イベントやコンサートが開催されない場合でも収益を出せるよう計画されている。

15. ブルー社は、アービトリア国の企業で、プロ・アスリートのマネジメント、アスリートの育成、スポーツ関係のケーブルテレビ、インターネット配信、スポーツ・イベントの企画・運営等を手掛けている。ブルー社の概要は別添 3 の通りである。ブルー社は、アービトリア国のみならず、世界各国の有名プロ・アスリート 500 名余りとマネジメント契約を締結し、アスリートに代わって大会、イベント、CM 等への参加等に関する契約を取り仕切っている。もともと、ゴルフからスタートしたが、現在では、テニス、バレーボール、バスケットボール、サッカー、野球などのプロ・アスリートのマネジメントを広く手掛けており、選手を代理して様々な契約を行っている。また、ブルー社自体が契約の主体となってブルー社がマネジメントするアスリートのイベントや大会への派遣を行うこともある。ブルー社はネゴランド国には施設や事務所は有していない。
16. ブルー社は、首都アブアブの郊外にブルー・ビレッジと呼ばれる広大な施設を有している。ブルー・ビレッジには、ゴルフコースやゴルフ練習場、テニスコート 50 面、サッカー・フィールド 10 面、野球場、プール 3 つ、バレーボール専用体育館、バスケットボール専用体育館、多目的体育館 5 棟、トレーニング・ルーム 5 か所、観客席 5000 人規模のスタジアム（陸上競技、サッカー等に利用可能）、宿泊設備等があり、ブルー社と契約したプロ・アスリートの練習や、若手アスリートの育成などに利用されている。
17. ブルー社は、ブルー・スポーツ・アカデミー（BSA）と呼ばれる若手アスリートの育成のためのトレーニング機関を有している。BSA では、ブルー・ビレッジの施設において、一流のコーチ陣の指導を受けることができる。授業料は最低でも年 3 万米ドルかかるが、優秀な選手については特待生制度があり、授業料が免除される。BSA を卒業してプロとして活躍している選手は数多く、女子テニスの国際大会での優勝経験豊富なプロ・テニス・プレーヤーのマーガレット・ウィリアムスや、男子ゴルフの国際ツアーにおける賞金王争いの常連であるジャック・タイガー、陸上競技男子 100 メートルの世界的スターであるカール・ボルト、水泳女子で自由形・バタフライ・メドレーで世界をリードしているサラ・ホッサー、男子バスケットボールのスター選手であるレブロン・ジョーダンなどは、いずれもアービトリア国の選手で、若いころから BSA に通っ

て英才教育を受けて世界トップに上り詰めた選手たちであり、現在はブルー社とマネジメント契約を締結している。

18. また、ブルー社は、アービトリア国においてスポーツ専門のケーブルテレビ・チャンネルである「ブルーTV」を運営している。アービトリア国民がスポーツ好きであることもあって、アービトリア国の世帯の約 50%が加入している。また、2015 年からは、ブルーTV のインターネット配信サービスも始め、アービトリア国外の契約者も増加している。
19. さらに、ブルー社は、スポーツ・イベントの企画や運営も行っている。ブルー社が単独で行っているイベントとして有名なのは、ブルー社の契約アスリートが小学生・中学生・高校生を指導し、一緒に競技を楽しむイベントである「ブルー・フェスタ」であり、年 2 回、ブルー・ビレッジで開催されている。また、ブルー社は、国内外の様々な団体と共同してイベントや大会を運営したり、各種大会の組織委員会から委託を受けてイベントの企画・運営を行ったり、サポートしたりするというビジネスも行っている。ブルー社は、これまで数多くのイベントを成功させてきており、イベント企画・運営能力は、国際的にも一流と定評がある。
20. レッド社とブルー社は、2012 年から取引を行っている。この原因となったのは、2010 年の男子バレーボール、女子バスケットボールの世界大会におけるネゴランド国チームの活躍である。ブルー社は、レッド社の選手を主力とするネゴランド国チームの活躍の背景には、レッド社のテクノロジーを活かしたトレーニング施設と分析技術があると考え、レッド社に対して、同社のテクノロジーをブルー・ビレッジにも提供してもらいたいと考えた。
21. 2011 年 3 月 1 日、ブルー社のブルー・ビレッジの責任者であるサファイアと担当者であるルビーが、レッド社を訪問し、映像事業部の責任者であるスワンとセンサー事業部の責任者であるホークと面談した。

サファイア：先日のバレーボール、バスケットボールの世界大会におけるネゴランド国チームの活躍には、貴社のテクノロジーが大きく貢献していると考えています。その後、私たちも当社なりにリサーチをさせて頂きましたが、貴社のテクノロジーは世界的に最高水準にあると評価しています。当社では、トップ・アスリートのための施設であるブルー・ビレッジを運営していますが、これをぜひブルー・ビレッジに導入したいと考えています。

スワン：ブルー・ビレッジのことは私たちも存じ上げています。とても素晴らしい施設であると聞いています。

サファイア：有難うございます。施設の規模や環境については自信があります。ただ、選手のパフォーマンスを映像やセンサーで記録し、それを分析して技術の向上に役立てるテクノロジーの点では、最先端とは言えません。貴社のテクノロジーを導入することによって、ブルー・ビレッジを世界一のトレーニング施設にしたいと考えています。

スワン：私たちの技術を評価していただき有難うございます。具体的にはどのような内容をお考えですか。

ルビー：ゴルフ練習場、テニスコート 1 面、サッカー・フィールド 1 面、野球場、プール 1 カ所、バレーボール専用体育館、多目的体育館各 1 カ所、スタジアム、トレーニング・ルーム 2 カ所に、貴社の最新鋭の画像記録・再生装置と分析装置を設置したいと考えています。貴社がスポーツ用に開発された最新鋭の画像記録・再生装置である α シリーズは、3 次元で立体的に超高感度・超高速撮影が可能で、速いスピードで動くアスリートやボール等の動きをクリアに記録し、その場ですぐ再生が可能であると理解しています。また、貴社のスポーツ用ウェアラブル・センサーと分析機器である β シリーズは世界トップクラスで、センサーは超小型でアスリートの負担にならず、アスリートの動き、心理状態等を詳細に記録でき、分析できるものだ理解しています。これらの最新機器を、導入することで、ブルー・ビレッジでのトレーニングをより効果的なものとし、選手のパフォーマンスの大幅改善につなげていきたいと考えています。

スワン：分かりました。 α シリーズと β シリーズは、当社が 2008 年に最初のバージョンを開発し、当社のバレーボール・チームやバスケットボール・チームも活用しました。その後、アスリートやコーチからのフィードバックを踏まえて継続的に改良型を作っており、現在の最新機種は α -4 シリーズと β -4 シリーズです。今後も、頻繁に改良していく予定です。 α -4 シリーズも β -4 シリーズも、様々な競技に広く利用できます。

サファイア：それでは、最新のバージョンを導入させて頂きたいと思います。

スワン：分かりました。それでは、まず一度、当社のスタッフを貴社のブルー・ビレッジに派遣して詳細についてお打ち合わせさせて頂きたいと思います。

22. 2011 年 3 月 1 日の打合せを踏まえ、2011 年 4 月 1 日にレッド社のスワン、ホークをはじめとするスタッフ 5 名が、ブルー・ビレッジを訪れた。実際にブルー・ビレッジを見学した後、レッド社のスワン、ホークと、ブルー社のサファイア、ルビーとの間で、以下のような内容の面談がなされた。

スワン：施設を拝見させて頂き、また、関係者の方々のお話を伺わせて頂き、有難うございました。大変立派な施設ですね。いずれの施設についても、当社の製品をご利用いただければと思います。プール以外については、当社の α -4 シリーズと β -

4 シリーズをそのまま利用できると思います。

ルビー：プールについては、何か問題があるのですか。

スワン：水中での映像とセンサーについては、防水や水中に適したカメラ、センサーという点では、当社はまだ満足できるレベルにありません。世界最先端という点では、ネゴランド国のイエロー社がベストです。以前、ネゴランド国のスポーツ施設に当社の α -3 と β -3 を導入した際には、イエロー社が開発した防水ゴム・水中カメラ・センサーと当社の α -3、 β -3 を組み合わせて提供しました。大変よく機能しており、 α -4 シリーズや β -4 シリーズとの関係でも機能すると思います。イエロー社は、従業員が 30 名くらいと規模は大きくないのですが、その技術水準は大変優れています。イエロー社の社長は当社の社長の大学時代の友人であり、当社はこれまでも色々と仕事をお願いしていますが、その仕事振りは大変しっかりしており、信頼できる会社です。

サファイア：そうですか。プールについては、ぜひ導入したいと考えています。当社は心当たりがないので、イエロー社さんを紹介して頂くことは可能ですか。

ホーク：もちろんです。

サファイア：それでは、2012 年 1 月から本格利用するということで、契約させて頂きたいと思います。

スワン：ぜひ宜しくお願いします。

ルビー：頻繁に改良するとのことでしたが、そのような場合には全体を買い換ええないといけないのですか。

スワン：いいえ。改良といっても、機械本体の仕様を大きく変更する場合がありますが、多くは、一部の部品を改良する、センサーを少し交換する、プログラムを更新するといったようなものです。 α -2 シリーズから α -3 シリーズへのバージョン・アップの際には、基本的な設計を見直し、機械本体の仕様も大きく変更して大幅な性能アップを実現した大掛かりな変更でしたが、当面は、機械本体の大掛かりな変更というよりも、部品やプログラムの改良等で性能を上げていく予定です。機械本体は 10 年間は使っていただけるものです。

サファイア：バージョン・アップは無料なのですか。

スワン：メンテナンス契約を締結して頂いている先については、部品交換やプログラムの改良については、無料でさせて頂きますが、メンテナンス契約を締結していないと、そのような際にも相当の費用が掛かります。大掛かりな変更については別途費用を頂きます。多くのお客様がメンテナンス契約を一緒に締結して頂いています。メンテナンス契約は、1 年ごとの更新になっています。

サファイア：分かりました。当社もメンテナンス契約を締結するようにしたいと思います。そうすると、 α -4 シリーズと β -4 シリーズの売買契約と、メンテナンス契約を締結することになりますね。

ホーク：そうですね。

サファイア：価格は幾らですか。

スワン： α -4 シリーズと β -4 シリーズの合計価格は 1000 万米ドルです。プールの分については、これにイエロー社さんの分がプラスされますが、50 万米ドル程度だと思います。メンテナンス契約は、1 年当たり 100 万米ドルでは如何でしょうか。

サファイア：イエロー社さんの分を含めて総額 1000 万米ドルにして頂けませんか。あと、メンテナンス契約は、もう少し安くなりませんか。

スワン：メンテナンス契約の値引きは難しいですが、 α シリーズと β シリーズについては、今回、まとめて 10 カ所に導入していただけるということで、特別にイエロー社さんの分も含めて 1000 万米ドルとなるようにしたいと思います。

サファイア：では、それをお願いします。

23. 2011 年 4 月 1 日の面談を受けて、4 月 15 日にはレッド社のスワン、ホークとブルー社のルビーがイエロー社を訪問し、イエロー社の社長であるオレンジと面談した。

ルビー：今度、当社でレッド社さんの α シリーズと β シリーズを導入することになったのですが、プールでの利用については、御社の技術が必要であり、ベストであると伺いました。

オレンジ：はい。当社の製品の品質には自信があります。レッド社さんとの相性も抜群です。ご安心ください。責任をもって期日までに納品させていただきます。

スワン：イエロー社さんからブルー社さんにゴムやカメラ等を納品して頂き、それを現地で α シリーズ、 β シリーズと組み合わせたうえで、ブルー・ビレッジに取り付けるのと、当社の方に納品して頂き、それをネゴランドの工場で α シリーズ、 β シリーズと組み合わせたうえで、ブルー・ビレッジに納品するのと、どちらがいいでしょう。

オレンジ：当社としては、うちのスタッフをアービトリアまで行かせるのは面倒なので、ネゴランドの工場に納品させて頂き、そこでうちとレッド社さんの技術者で組み合わせたうえで、レッド社さんにブルー社に納品して頂くのが便利です。

ホーク：ブルー社さんとしても、それでよいですか。

ルビー：それで結構です。契約は三者間契約で宜しいですか。

オレンジ：結構です。

スワン：結構です。では、詳細については、法務部に詰めてもらいましょう。

オレンジ：当社には法務部はありませんから、私が直接担当します。

24. 2011 年 4 月 15 日のイエロー社との面談を終え、レッド社とブルー社、そして、プールの設備についてはイエロー社も交えて、契約締結作業が進められた。契約書は、レッ

ド社がドラフトを作成し、ブルー社の法務部、イエロー社のオレンジがそのドラフトを検討した。ブルー社からは、万一、製品が提供されなかったり、メンテナンスがなされなかったりした場合には、当社として損害を被ることになるが、その損害額の具体的な証明はなかなか難しいので、損害賠償の予約を入れたい、との提案がなされた。イエロー社はこの提案を拒否したが、レッド社はこの提案を受け入れた。イエロー社からはドラフトの修正を求めることはなかった。こうして締結された製品の引渡しに関する契約が、別添4である。

25. 2011年12月、予定通りに α -4シリーズと β -4シリーズがブルー・ビレッジに導入された。同月にはレッド社とブルー社との間で別添5のメンテナンス契約が締結され、2012年1月から利用が開始された。 α -4シリーズと β -4シリーズは、アスリート、コーチ達に大変好評であり、大いに活用された。ブルー・ビレッジにおける効果的なトレーニングの結果、前年に比べて成績を上げるアスリートが続出した。2012年12月、ブルー社のサファイアがレッド社の本社を訪れて、 α -4シリーズと β -4シリーズの成果について伝えた。

サファイア： α -4シリーズと β -4シリーズは、予想以上の効果を上げています。本当に導入して良かったと思います。

スワン：それは良かったです。

サファイア：継続的に利用していきたいと思います。1つ提案があるのですが、貴社のスタッフの方にブルー・ビレッジに来ていただき、アスリートやコーチの意見などを聞いていただければ、バージョン・アップの参考になるのではないかと思います。また、当社のデータなどを提供することも可能です。それを活用して、より改良して頂ければ、当社としても嬉しく思います。また、ゴルフやテニス専用の α シリーズ・ β シリーズも開発して頂ければと思います。

スワン：それは魅力的なご提案です。以前から、利用者の方のフィードバックやデータ収集は当社のクラブのアスリートなどを対象に行ってきましたが、貴社のブルー・ビレッジには世界中から一流のアスリートや、可能性のある若手が集まっているので、収集できるフィードバックやデータの質も量も格段に上がります。

サファイア：その代わりと言っては何なのですが、当社のフィードバックやデータを利用してバージョン・アップしたものについては、当社だけに提供し、他社には提供しないようにして頂けないでしょうか。競争の世界なので。

ホーク：それはなかなか難しいですね。バージョン・アップするときには、貴社のフィードバックやデータ以外のデータ等も参考にしますし、他のお客様との関係もありますし。

サファイア：例えば、当社に対してはバージョン・アップしたものをテスト版として提供していただき、他の会社にリリースするのは2年後にして頂けませんかしょ

うか。

スワン：1年後であれば、大丈夫だと思います。

サファイア：それでは、そういうことにさせていただきます。覚書を作成しましょう。

以上のやり取りを経て、レッド社とブルー社との間で、2013年1月、別添6の覚書が締結された。

26. 2013年3月から、レッド社のスタッフが頻繁にブルー・ビレッジを訪問し、 α シリーズ、 β シリーズについてのフィードバックをアスリートやコーチから得たり、 α シリーズや β シリーズのデータ内容を確認したりする作業を行った。専らブルー・ビレッジで得られたフィードバックやデータを活用して、2015年1月には、 α -5シリーズ、 β -5シリーズのテスト版が製作され、ブルー社に提供された。 α -5シリーズ、 β -5シリーズの特長は、プログラムの改良により、 α -4シリーズ、 β -4シリーズよりも、画像処理が容易となり、データの分析ツールも豊富になった結果、アスリートにより多くの情報提供を行うことが可能になるといった点であった。テスト版はブルー・ビレッジのアスリートやコーチ達に大変好評であった。2016年1月には一般にもリリースされ、世界各国の数十の取引先に提供された。
27. レッド社は、 α -5シリーズ、 β -5シリーズを開発した2015年以降も、ブルー・ビレッジでのフィードバックやデータ収集を継続した。2015年1月以降は、レッド社のスタッフ2名がブルー・ビレッジに常駐し、メンテナンスや利用指導に加え、フィードバックやデータ収集を行うようになった。2016年8月には、 α -6シリーズ、 β -6シリーズのテスト版が開発され、ブルー社に提供された。 α -6シリーズでは、画像処理ソフトの改良により、より繊細な画像データが得られるようになり、 β -6シリーズでは、AIがセンサーで得られたデータを分析して、選手のウィーク・ポイントや強化すべきポイントを指摘するという新しい機能が付け加わっている。やはりこの α -6シリーズ、 β -6シリーズはブルー・ビレッジのアスリート、コーチ達に大変好評であり、アスリートたちのパフォーマンスの向上に役立てられた。 α -6シリーズ、 β -6シリーズは、2017年8月に一般にリリースされた。なお、 α -5シリーズ、 β -5シリーズや、 α -6シリーズ、 β -6シリーズの提供に際しては、イエロー社からの新製品の提供はなかった。
28. 2017年6月には、ブルー社から水泳プール用の α -6型、 β -6型のバージョン・アップに対する具体的な要望がなされた。具体的には、 α -6型と β -6型は、水の状態や温度によって、映像やセンサーに微妙なズレが生じることが明らかとなった。ブルー社では、100分の1秒を競う水泳競技において、より高みを指すため、こうしたズレを解消する最新鋭の機器を提供して欲しいと考えた。ブルー社が、ブルー・ビレッジに駐在していたレッド社のスタッフに相談したところ、水中カメラと水中センサーの問題である

ので、イエロー社に相談して欲しいということであった。そこで、ブルー社のルビーがネゴランド国のイエロー社を訪問し、オレンジと面談した。

オレンジ：お問い合わせ頂いた件について、予め検討しておきました。ちょうど、いいタイミングです。ちょうど、我が社で最新型的水中カメラと水中センサーを開発したところです。今まで、社内の極秘プロジェクトとして進めてきました。この最新型的水中カメラと水中センサーを利用することで、貴社が懸念されている問題は完全に解消されます。このカメラとセンサーは世界一の品質であることに自信を持っています。少し値は張りますが、世界一を目指す貴社の施設にとっては、採用する価値のあるものだと思います。α-6 シリーズやβ-6 シリーズとの互換性も問題ありません。

ルビー：そうですか。それは大変魅力的です。当社としては、世界一の性能にこだわりたいと思いますので、ぜひ性能をテストさせてください。

29. 上記のやり取りを経て、ブルー社は、オレンジに依頼し、ブルー・ビレッジに新型水中カメラとセンサーを持ってきてもらい、ブルー・ビレッジでイエロー社の新型水中カメラと水中センサーのテストを行った。

サファイア：貴社の新型水中カメラと新型センサーの性能には大いに満足しました。

水泳は 2018 年から 2020 年にかけての当社の注力種目の 1 つなので、ぜひ導入したいと思います。価格はいくらですか。

オレンジ：セットで 300 万米ドルです。

サファイア：分かりました。納品はいつ可能ですか。

オレンジ：7 月中旬には可能です。

サファイア：そうですか。ぜひ 7 月中旬に納品して頂きたいと思います。但し、当社の今年の設備予算はほぼ使い切っている状況なので、来年度の支払いにさせて頂けますでしょうか。

オレンジ：それは苦しいですね。

サファイア：支払期日を 2018 年 1 月にして頂けるのであれば、300 万米ドルでの購入をお約束します。難しいのであれば、この話はなかったことにせざるを得ません。

オレンジ：分かりました。仕方ないですね。あと、この水中カメラと新型センサーは、1 か月に一回程度の定期的なメンテナンスが必要です。特殊な技術を使って製造されていますので、当社のスタッフでなければメンテナンスできません。メンテナンス費用として、年 3 万米ドルをお支払い頂けますでしょうか。

サファイア：メンテナンス契約は必須ということでしょうか。

オレンジ：メンテナンスは必須です。機器は高性能なのですが、その分、メンテナンスを怠ると、すぐに調子が悪くなってしまいます。これらの機器の導入にあたってメンテナンス契約は一体のものとお考え下さい。

サファイア：メンテナンス費用もかかるならば、製品の金額を 250 万米ドルに引き下げて頂けませんか。

オレンジ：支払いを来年の 1 月まで待つのですから、値引きは難しいですね。

サファイア：分かりました。それでは、納期は 7 月中旬とし、代金は 300 万米ドル、くわえて、3 年間のメンテナンス契約を締結する、ということでよいでしょうか。

オレンジ：結構です。契約書は当社の方で用意します。

30. 以上のやりとりを経て、イエロー社とブルー社との間で別添 7 と別添 8 契約が締結された。なお、上記のやり取りの内容や契約の内容については、ブルー社からレッド社に対して説明がなされた。イエロー社の新製品は予定通り 7 月中旬に納品され、イエロー社とレッド社のスタッフがブルー・ビレッジのプールに設置されている α -6 シリーズ、 β -6 シリーズのカメラとセンサーの交換作業を行った。レッド社は、通常のメンテナンス作業の一部として、この作業を行った。新型カメラと新型センサーは、大いにその威力を発揮し、ブルー社は大いに満足していた。

31. 2017 年 9 月、イエロー社からレッド社に対して、300 万米ドルを 3 か月間、融資してもらえないかとの依頼があった。イエロー社によれば、これは運転資金で、ブルー社に対して販売した水中カメラと水中センサーの支払いが 2018 年 1 月まで行われなことから、資金繰りがタイトになったためのものとのことである。2017 年 6 月にブルー社と契約した時点では、何とかなると思っていたが、思ったよりも他の支払いが嵩み、苦しくなったとのことであった。イエロー社によれば、11 月には別の案件での入金があるので、それで返済できるとのことであった。取引銀行に相談したが、既に銀行の与信限度の上限まで貸しており、これ以上は難しいとの返事であったとのことである。イエロー社からは、担保として、イエロー社がブルー社に対して有する 300 万米ドルの債権を差し入れるとの条件が提示された。レッド社は、イエロー社は信頼できる会社であること、3 か月という短期であること、また、ブルー社宛の 300 万米ドルの債権を担保にもらえるのであれば、万が一、イエロー社が返済できなかった場合であっても回収が見込めること、から、2017 年 10 月 1 日、弁済期を 2017 年 12 月末とするイエロー社宛の融資を行った。同日、イエロー社はブルー社に対して、ブルー社宛の債権をレッド社からの借り入れの担保として譲渡した旨の事実を通知した。この通知を受領したブルー社のサファイアからレッド社のスワンに対して、10 月 3 日に電話があり、以下のようなやりとりがなされた。

サファイア：イエロー社から債権譲渡の通知を受領しました。レッド社がイエロー社に対して融資をする必要があるというのは、イエロー社の業況に問題があるということでしょうか。新しいカメラとセンサーは、定期的なメンテナンスが必須で、メンテナンス契約とワンセットで導入したものです。イエロー社に何かあって、メ

メンテナンスがなされなくなると困ります

スワン：イエロー社に対する融資は短期の運転資金についてのものです。つまり、貴社の売買代金の支払いが2018年1月末になったことに伴うものであり、業況が悪化しているとは聞いていません。当社にとってイエロー社は重要なパートナーであり、 α シリーズや β シリーズの機能のためにも必要な存在ですので、適切なメンテナンスが維持されるよう全力でサポートしたいと考えています。当社内の規定では担保が必要であったため、担保として売買代金債権を提供していただきましたが、担保権実行といったようなことにはならないと思います。

サファイア：分かりました。それでは、心配しなくてよいということですね。それでしたら、イエロー社さんに債権譲渡については了解した、とお返事しておきます。

スワン：はい。宜しく願います。

10月5日、ブルー社はイエロー社に対して、債権譲渡を了解する旨の連絡を行った。

32. しかし、2018年1月5日、イエロー社について破産手続が開始された。原因は、2017年11月末に予定されていた別案件の取引先が倒産した結果、予定していた入金がなされず、資金繰りがショートしたためであった。この間、2017年12月15日にはイエロー社からレッド社に対して無担保で300万米ドルを至急融資して欲しいとの依頼があったが、レッド社は急にそのような融資をすることはできないとして断った。イエロー社の破産の結果、レッド社のイエロー社に対する300万米ドルの融資は返済されず、レッド社はイエロー社宛の融資の担保として取得していたイエロー社のブルー社宛債権について担保権を実行する旨の通知をイエロー社の破産管財人及びブルー社に対して行った。このレッド社の担保権の設定並びに担保権の実行については、ネゴランド国やアービトリア国の破産法や担保法上、その有効性が認められることについて争いはない。また、本問題との関係では、UNIDROIT 国際商事契約原則2016以外に、債権譲渡の内容や効果に関して考慮すべき法令はない。また、イエロー社が資金繰りに窮した結果、11月末に予定されていたイエロー社の水中カメラと水中センサーのメンテナンスが行われず、12月中旬頃からは性能に影響が出始め、ついには、2018年1月中旬には以前の水中カメラと水中センサーの方がまし、といった状況になった。この結果、ブルー社は新型の水中カメラと水中センサーを取り外し、以前の水中カメラと水中センサーに交換した。

33. 2017年8月、レッド社は β -7シリーズを開発した。 β -7シリーズは、物理的なセンサーをアスリートに装着することなく、アスリートの動き、体調、心理状態等のデータを読み取り、リアルタイムでデータやAIによる分析結果をPCやモバイル・デバイスに送信してくれる機能を備えるものであり、例えば、試合中の自分の選手の調子を分析するのみならず、相手の選手の調子や癖などを見抜き、予め個別の競技特性に応じたセッ

ディングをしておくことによって、攻めるべきポイントを教えてくれるような機能を備えている。この β -7 シリーズは、レッド社が、自社のクラブのアスリートに実験に協力してもらいながら開発した技術を β -6 シリーズに組み込んだもので、 β -7 シリーズの開発にあたり、新たにブルー社の協力を仰ぐことはなかった（但し、 β -5 シリーズや β -6 シリーズの開発がなければ、 β -7 シリーズの開発はあり得なかった。）2016 年 8 月から 2017 年 8 月の β -7 シリーズの開発中も、ブルー・ビレッジにはレッド社のスタッフ 2 名が常駐し、 α -6 シリーズや β -6 シリーズについてのフィードバックやデータを入手していた。これらのフィードバックやデータを利用し、 β -7 シリーズでは β -6 シリーズに発見されていた幾つかのバグを解消するとともに、分析結果を示す画面のデザインや文字の色を少し改良して画面の見やすさが向上したが、それ以外の改良に使われることはなかった。この β -7 シリーズは、試合中に、相手の選手の調子やウィーク・ポイント、癖などを見抜き、どこを攻めれば有効かを監督、コーチ、アナリストなどが持っているデバイスに送信してくれるものであり、ボール・ゲームのようにリアルタイムで相手を分析することが求められるような競技では威力を発揮することが考えられた。実際、2017 年のネゴランド国内のリーグでは、レッド社のバレーボール・チームやバスケットボール・チームは、リーグの途中から、この β -7 シリーズのテスト版を用いて、目覚ましい戦績を上げている。

34. β -7 シリーズが完成したことを知ったブルー社は、レッド社に対して、この β -7 シリーズについても、過去の β -5 シリーズや β -6 シリーズと同じように、ブルー社にテスト版として先行して提供してくれるよう求めた。しかし、レッド社はこれを拒否した。2018 年 1 月 15 日、レッド社のホークとブルー社のサファイアとの間で以下のような面談がなされた。

サファイア：なぜ、 β -7 シリーズを供給して頂けないのでしょうか。

ホーク：これは、ネゴランド国スポーツ庁の指導によります。ご案内のとおり、2018 年には、ネゴランド国でバレーボール、バスケットボール、バドミントンの国際大会が開催されます。ネゴランド国スポーツ庁は、この国際大会でネゴランド国代表チームが優勝することによって、国民のスポーツへの関心を大いに高めたいと考えています。そのため、開発中の段階から既に、この β -7 シリーズが海外のチームに流出することは避けて欲しいという指導があったのです。実際、この β -7 シリーズは大変強力な武器になるもので、スポーツ庁の指導も無理もないことのように感じています。

サファイア：しかし、貴社と当社との間の契約では、貴社は α シリーズ、 β シリーズのバージョン・アップの際には、当社にテスト版を先行して提供する必要があるはずです。

ホーク：この β -7 シリーズは、当社が独自に開発したものであるもので、貴社に先行

してテスト版を提供する必要はないと思います。

サファイア：そうは思いません。 β -7 シリーズは、 β -6 シリーズがなければ開発できなかったものであり、また当社が提供したデータやフィードバックも活用されているはずです。また、少なくとも、契約書によれば、貴社は α シリーズと β シリーズのバージョン・アップがなされた際には、当社に対してバージョン・アップしたものを提供する義務があります。

ホーク：この β -7 シリーズは、機械本体の大掛かりな変更であって、無償でのバージョン・アップの対象外です。

サファイア：これまでも、 β シリーズについては、バージョン・アップのたびにセンサー本体の取り換えとプログラムの改訂を行ってきましたが、いつも無償でのバージョン・アップの対象でした。なぜ、今回は違うのでしょうか。納得できません。

ホーク：性能が大幅にアップしており、 β -7 シリーズは、既存商品のバージョン・アップというよりも、別のレベルの製品だからです。

サファイア：仮にそうだとしても、当社としては費用を支払いますので、 β -7 シリーズへのバージョン・アップを要求します。

ホーク：残念ながら、 β -7 シリーズへのバージョン・アップは貴社の権利ではなく、当社がバージョン・アップに応じるかどうかを判断できる立場にあるというのが当社の法務部の見解です。また、スポーツ庁からは、もし、当社が指導に応じない場合には、この β -7 シリーズを輸出管理法上の輸出管理物品に指定するようネゴランド国の対外貿易省に働きかけ、貿易省の許可なしには外国に提供できないようにするとの発言もありました。当社が無理に貴社に β -7 を提供しようとしたら、スポーツ庁との関係悪化は必至であり、また直ちに貿易省によって輸出が差し止められる可能性も大です。

サファイア：どうしても、 β -7 シリーズを提供して頂けない場合には、契約に基づき、損害賠償の請求もせざるを得ません。

ホーク：当社としては、当社の立場をご理解頂きたいと思いますが、法的な見解が異なるということであれば、仲裁で解決することもやむを得ないと思います。なお、万が一、損害賠償請求ということになれば、当社としては、当社がイエロー社から譲り受けた 300 万米ドルの債権で相殺させていただきます。

サファイア：イエロー社からの譲り受けた 300 万米ドルの債権についてですが、イエロー社が倒産したことにより、イエロー社は当社とのメンテナンス契約を履行せず、その結果、新型水中カメラと水中センサーは使い物にならなくなってしまいました。これにより、当社は少なくとも 300 万米ドルの損害を被りました（メンテナンスが行われなかったことにより、ブルー社が 300 万米ドルの損害を被ったことについて争いはない）。従って、当社は 300 万米ドルの損害賠償債権を有しており、これと 300 万米ドルの売買代金債務を相殺しますので、当社には 300 万米ド

ルを支払う義務はありません。また、イエロー社との間の契約には仲裁合意はないので、そもそもそのような債権を仲裁で相殺に供することはできないはずです。

ホーク：当社としては、水中カメラと水中センサーの売買代金債権と、メンテナンス契約は別物であるとの理解です。当社が譲渡を受けたのは、売買代金債権であって、メンテナンス契約は関係ありません。

サファイア：しかし、このカメラとセンサーはメンテナンスが必須であり、その点は貴社も十分わかっておられたではないですか。メンテナンスが受けられないのに売買代金だけ支払うのは納得できません。

35. レッド社とブルー社との間では、交渉が行われたが、決着には至らなかった。1月末には、もともとイエロー社が有しており、レッド社に譲渡された 300 万米ドルの債権の支払い期日が到来したが、ブルー社はイエロー社によるメンテナンス契約の不履行により損害を被ったことを主張して、レッド社に対する支払いを拒否した。それとともに、ブルー社はレッド社に対して、 β -7 シリーズの提供、および、それが認められない場合の損害賠償を求めている。ブルー社はレッド社に対して別添5契約に定めるメンテナンス費用の支払いを継続して行っている。これまでのところ、レッド社が β -7 を提供したのは、ネゴランド国スポーツ庁だけである。
- この事件を、「 β 事件」という。

36. レッド社とブルー社との間には、もう一つの事件が生じている。それは、レッド社とブルー社が共同で企画したスポーツ・イベントに関するものである。2016 年 10 月、レッド社のスポーツ事業部長のスワローとブルー社の営業部長のダイヤモンドは、ネゴランド国とアービトリア国両国の国交 150 周年を祝うとともに、レッド・スタジアムのオープンと、ブルー・ビレッジの開設 20 周年を記念するイベントとして、ネゴランド国＝アービトリア国対抗戦を開催することを企画した。レッド社としては、この機会にレッド社のスポーツ事業やレッド・スタジアムの知名度をネゴランド国のみならず、隣国であるスポーツ大国のアービトリア国においても高めることによって、スポーツ事業の拡大に繋がりたいという思惑があった。一方、ブルー社としても、ネゴランド国におけるブルー・ビレッジの知名度をアップすることによって、ネゴランド国の優秀なアスリートにブルー・ビレッジを利用してもらい、また、ブルー社と契約してもらうことを狙っていた。

37. レッド社とブルー社が、この企画をネゴランド国スポーツ庁や、アービトリア国スポーツ省に持ち込んだところ、いずれも乗り気であり、この大会を後援することに同意した。レッド社とブルー社は、この大会を、「ネゴ・アブ・カップ」と名付け、両社の共同事業とすることとした。また、ネゴ・アブ・カップの内容については、以下の通り合意し

た。

①レッド社とブルー社は共同で運営委員会を組織すること。運営委員会には、双方の会社から担当者を5名ずつ派遣し、ネゴ・アブ・カップの運営に当たらせること。

②運営に必要な費用は、レッド社、ブルー社が双方、折半して支出すること。但し、ネゴランド国において生じた費用はレッド社が、アービトリア国において生じた費用はブルー社が負担すること。

③開催する種目は、陸上競技、水泳、バレーボール、バスケットボール、ゴルフ、テニスであり、国別対抗の団体戦とする。

④大会は2018年7月1日から7月22日の間に順次開催する。

⑤陸上競技、水泳、テニスは、ネゴランド国のネゴタウンで開催すること。陸上競技の会場はレッド・スタジアム、水泳の会場は国立スイミング・センター、テニスの会場はネゴタウン・テニス・センターとすること。

⑥バレーボール、バスケットボール、ゴルフは、アービトリア国のブルー・ビレッジで行うこと。

⑦バレーボール、バスケットボールの大会には、レッド社のバレーボール・チーム、バスケットボール・チームが参加すること。男子バスケットボールの大会には、レブロン・ジョーダンが所属するブルー社が経営するプロ・バスケットボール・チームであるブルー・ロケッツも参加すること。

⑧テニス、ゴルフ、陸上競技の大会には、ブルー社がマネジメントするマーガレット・ウィリアムス、ジャック・タイガー、カール・ボルトがそれぞれ参加すること。

⑨ネゴランド国の会場におけるチケットの販売はレッド社が行い、売上げはレッド社に帰属すること。

⑩アービトリア国の会場におけるチケットの販売はブルー社が行い、売上げはブルー社に帰属すること。

⑪大会の様子は、ネゴランド国会場についてはレッド社が、アービトリア国会場についてはブルー社が撮影すること。撮影に要する費用はそれぞれが負担すること。

⑫撮影した映像は、ネゴランド国ではレッド社が経営するインターネット配信プログラムを通じて配信し、アービトリア国ではブルー社が、自らのケーブルテレビ局で放映すること。これに加えて、ネゴランド国及びアービトリア国の地上波のテレビ局に販売すること。地上波のテレビ局への放映権の販売はブルー社が担当すること。放映による収益は、レッド社とブルー社で折半すること。

以上のような合意に基づき、レッド社とブルー社は別添9の契約を締結し、運営委員会を組織した。運営委員会は、ネゴ・アブ・カップに向けた準備を開始した。

38. 水泳競技については、当初、サラ・ホッサーは、別の競技会への参加が決まっていたため、ネゴ・アブ・カップには参加できない予定であったが、この別の競技会が中止とな

ったため、ネゴ・アブ・カップに参加できることとなった。但し、ネゴ・アブ・カップの直前に欧州の大会に出場しているので、そこからネゴタウンへの移動については、ファースト・クラスの飛行機を手配して欲しいとの要望があり、運営委員会はこれを承諾した。そこで、ブルー社は運営委員会に対して、サラ・ホッスーも参加する旨を通知した。サラ・ホッスーを参加させることについては、ブルー社から運営委員会に対して別添 10 の通知がなされ、レッド社にも写しが送付された。運営委員会もレッド社も、これを歓迎する旨の返答をブルー社に送付した。

39. レッド社とブルー社は、ネゴ・アブ・カップを大々的に宣伝した。ネゴランド国とアービトリア国の対抗戦という形が両国の国民の関心をひいたことに加え、国際的に著名な、レッド社のバレーボール・クラブやバスケットボール・クラブ、そして、マーガレット・ウィリアムス、ジャック・タイガー、カール・ボルト、サラ・ホッスーが参加することもある、ネゴランド国においても、アービトリア国においても、ネゴ・アブ・カップのチケットはあっという間に完売した。アービトリア国のテレビ局も大いに関心を示し、特に、有名チームやアスリートが登場する試合を中心に、放映権を購入した。ネゴランド国のインターネット配信は、視聴者が実際に視聴した分、料金を払うようなシステムであった。チケットが完売したことによる各種目の売上げと大会運営のための費用、及び、テレビ局と合意された放映権料収入は、以下の通りである。

(1,000 米ドル)

種目	開催日	チケット 売上	運営費用	放映権	チケット売 上+放映権 販売-運営 費用
バレーボール	7/1-8	500	800	600	300
バスケットボール	7/3-8	750	1,300	1,000	450
テニス	7/8-15	750	1,200	1,000	550
ゴルフ	7/11-15	600	900	800	500
陸上	7/7-15	750	1,200	1,000	550
水泳	7/14-22	500	900	800	400

40. バレーボール、バスケットボール、ゴルフに関する大会は何の問題もなく実施され、大きな成功を収めた。しかし、陸上競技、テニス、水泳に関しては、大きなトラブルが生じた。まず、陸上競技に出場予定であったカール・ボルトについて、2018 年 1 月のアービトリア国アンチ・ドーピング機構による抜き打ちのドーピング検査の結果、禁止薬物が発見されたという問題である。ボルトは、ブルー社の職員である専属トレーナーの指導のもと、サプリメントを 10 種類使用していたが、そのうちの 1 つに禁止薬物が含

まれていたことが判明したのであった。トレーナーは、サプリメントに禁止薬物が含まれていないかどうかのテストを行っていたが、10 種全部については行わず、10 種中、2, 3 種についてのみテストを行っていたため、1 種類のサプリに禁止薬物が含まれていたことに気が付かないまま、ボルトに提供したのであった。2018 年 4 月 16 日、アービトリア国アンチ・ドーピング機構は、ボルトを 4 年間の資格停止処分としたが、ボルトは、サプリメントの摂取は、アービトリア国アンチ・ドーピング規程（内容は、世界アンチ・ドーピング規程と同一である）10.5.1.2 項にいう「重大な過誤又は過失のないもの」であったと主張した。同項によれば、「重大な過誤又は過失のない」場合には、処分を譴責あるいは最長 2 年の資格停止まで軽減することができる。ブルー社は、本件をレッド社に報告し、2018 年 5 月 7 日、以下のようなミーティングがなされた。

ダイヤモンド：本件については「重大な過誤又は過失」がないので資格停止期間はせいぜい 1 か月程度に軽減されるはずであり、アービトリア国スポーツ仲裁機構に処分の取消・軽減を求めて緊急仲裁を申し立てたところです。アービトリア国スポーツ仲裁機構の仲裁判断は、2 週間程度で出るはずなので、ネゴ・アブ・カップへの出場には支障はありません。

スワロー：過誤や過失がなかったとしても、ドーピングはドーピングであり、ボルトの出場は難しいのではないのでしょうか。仲裁判断がどのようになるかも明らかではないし。

ダイヤモンド：仲裁判断で資格停止が 1 か月以下に短縮されるのは確実であると考えています。仲裁判断が出たあと、ボルトに記者会見をさせて、全くの過失はなかったことと今後はより注意して臨むことを説明してもらえばよいのではないのでしょうか。

スワロー：当社としては賛成できません。

ダイヤモンド：まずは仲裁判断が出るまで、様子をみてはどうでしょうか。

スワロー：ドーピングに対する厳格な姿勢を示すためにも、この時点でボルトの出場をキャンセルしたことを明らかにすべきです。代わりの選手を探す必要もあります。

ダイヤモンド：代わりの選手に心当たりがあるのですか。

スワロー：今から大至急探します。

ダイヤモンド：当社としては、反対ですが、ネゴランド国で開催される陸上競技についてのことなので、貴社の判断を尊重します。

以上のやり取りを経て、レッド社はボルトの出場の取りやめを公表した。その後、アービトリア国スポーツ仲裁機構は、ブルー社の予想通り、ボルトの主張を認め、1 か月間の資格停止処分（起算日はアービトリア国アンチ・ドーピング機構による処分日である 2018 年 4 月 16 日である）と資格停止期間を大幅に短縮するとの仲裁判断を出した。証拠調べの一環として、仲裁廷がボルトの求めたサプリメントの分析を外国の分析機

関に依頼したところ、時間がかかったため、仲裁判断が出されたのは、ネゴ・アブ・カップの2週間前であった。

41. ボルトの欠場が決まると、既にチケットを購入していた観客から、運営委員会に対してチケットの払戻を求める声が相次いだ。ネゴランド国におけるチケットの販売を担当していたレッド社が顧問弁護士に相談したところ、ネゴランド国の消費者法によれば（アービトリア国の消費者法にも同様の規定がある）、広告においてボルトが出場することを大きく宣伝していたことからすると、ボルトの欠場が決まった以上は、払戻しに応じざるを得ないのではないかと、訴訟で争えば勝つ可能性がないとはいえないが、レピュテーション・リスクも考えるならば、払戻しに応じるのが賢明だと思う、との見解であった。このため、レッド社はチケットの払戻しに応じたが、この結果、チケット売上げは、50万米ドルに留まった（費用には変化がなかった）。また、ブルー社とテレビ局との放映権の販売契約では、主要な参加予定選手が欠場した際には放映権の購入をキャンセルできる旨が規定されており（契約内容はレッド社も了承していた）、契約放映権の購入を予定していたテレビ局は放映権の購入をキャンセルした。
42. テニスとの関係では、マーガレット・ウィリアムスの欠場という事態が発生した。ネゴ・アブ・カップ開催の1か月前の気象予報では、7月のネゴタウンは、異常気象の影響で、気温が35度を超える日が10日から15日ほど続き、40度に上る日もある可能性があるとの予想であった。こうした予想を受けて、マーガレット・ウィリアムスは、運営委員会に対して暑さ対策を求めた。具体的には、屋外にあり屋根のないネゴタウン・テニス・センターではなく、屋内で冷房も完備したネゴランド・テニス・コロシアムに変更するように求め、40度になるような環境ではテニスはできない、と伝えてきた。ネゴランド国における大会の運営はレッド社の責任であり、レッド社が対応について検討したところ、既にネゴタウン・テニス・センターを予約しており、解約した場合には5万米ドルのキャンセル料がかかること、ネゴランド・テニス・コロシアムの収容人員はネゴタウン・テニス・センターの3分の2であるため、チケット売上げも50万米ドルとなること（また、会場変更による様々な費用がかかるため、総費用は160万米ドルとなる）、気象庁によると、大会期間中に40度にならない可能性は50%程度であることから、ネゴタウン・テニス・センターでの実施を変更しないことを決定した。
43. そうしたところ、ウィリアムスは、気温が40度に上る状況でテニスをする場合、健康を害することにも繋がりがかねないとして、出場を拒否した（他にも、ネゴランド国の2名の選手が出場を取りやめた）。ウィリアムスはブルー社の花形選手であったこともあり、ブルー社は、こうしたウィリアムスの意向を尊重し、ブルー社はウィリアムスを出場させないこととし、ネゴ・アブ・カップ開催の2週間前にレッド社に通知した。ウィ

リアムスの欠場が決まると、既にチケットを購入していた観客から、運営委員会に対してチケットの払戻を求める声が相次いだ。ネゴランド国におけるチケットの販売を担当していたレッド社が顧問弁護士に相談したところ、陸上競技の場合と同様、ネゴランド国の消費者法によれば（アービトリア国の消費者法にも同様の規定がある）、広告においてウィリアムスが出場することを大きく宣伝していたことからすると、ウィリアムスの欠場が決まった以上は、払戻しに応じざるを得ないのではないかと、訴訟で争えば勝つ可能性がないとはいえないが、レピュテーション・リスクも考えるならば、払戻しに応じるのが賢明だと思う、との見解であった。このため、レッド社はチケットの払戻しに応じたが、この結果、チケット売上げは、50 万米ドルに留まった（費用には変化がなかった）。また、テレビ局との放映権の販売契約では、主要な参加予定選手が欠場した際には放映権の購入をキャンセルできる旨が規定されており、契約放映権の購入を予定していたテレビ局は、やはり陸上競技の場合と同様、放映権の購入をキャンセルした。ウィリアムスは、代わりに、ネゴ・アブ・カップの試合に出場する予定であった日に、ブルー・ビレッジの屋外のテニスコートで有料のテニス教室を実施した（この日の気温は 32 度であった）。この有料のテニス教室によって、ブルー社は 10 万米ドルの利益を得た。なお、7 月 8 日から 15 日のテニスの試合時間におけるネゴタウンの気温は、平均で 35 度であった。

44. 水泳でも、サラ・ホッサーが欠場した。サラ・ホッサーの出場に関して運営委員会とブルー社との間で締結された契約では、サラ・ホッサーが遠征先の欧州からネゴタウンに来る際のファースト・クラスのフライトを手配することとなっており、運営委員会からはサラ・ホッサーに対して、ファースト・クラスのフライトを手配してあるので、前の大会が終わったら空港に向かってほしい、との連絡がなされていた。運営委員会ではブルー社から派遣されたスタッフであるエメラルドがこのフライトの手配の責任者であった。しかし、エメラルドは、うっかりしてエコノミー・クラスを手配していた。サラ・ホッサーは、空港で初めて、自分のフライトがファースト・クラスではなく、エコノミー・クラスであることに気が付いた。サラ・ホッサーは、契約ではファースト・クラスを手配することになっていたのにもかかわらず、エコノミー・クラスの手配しかなされていなかったことに腹を立て、この飛行機に搭乗しなかった（なお、このフライトには、ビジネス・クラスやファースト・クラスの空席はなかった）。エメラルドは、サラ・ホッサーに謝罪し、翌日のファースト・クラスのフライトを手配したが、この日の夜、空港の近くの火山が噴火したために空港が一週間にわたり閉鎖され、サラ・ホッサーがネゴ・アブ・カップに間に合うようにネゴタウンを訪れることはいかなる交通手段によっても不可能となった（火山の噴火がなければホッサーはこのフライトに搭乗し、ネゴ・アブ・カップに間に合った）。エメラルドは火山の噴火により空港が閉鎖されたため、ホッサーがネゴ・アブ・カップに参加できなくなったと運営委員会に通知し、運営委員

会からレッド社に対して通知がなされた。

45. ホッサーの欠場が決まると、既にチケットを購入していた観客から、運営委員会に対してチケットの払戻を求める声が相次いだ。レッド社は、テニス、陸上の場合と同じ理由でチケットの払戻しに応じた（なお、ネゴランド国・アービトリア国の消費者法上、ポスターやチケットにおいて、ボルト、ウィリアムス、ホッサーが参加できなくなる可能性について注記していた場合には、払戻しの義務は発生しないとされている。しかし、本件では、ポスターやチケットのデザインを担当した運営委員会の担当者（具体的には、レッド社から派遣された担当者とブルー社から派遣された担当者の合計 2 名）が、レッド社とブルー社との契約で各選手が参加することが定められていたもので、注記を行わなかったことが判明している）。この結果、チケット売上げは、30 万米ドルに留まった（費用には変化がなかった）。また、テレビ局との放映権の販売契約では、主要な参加予定選手が欠場した際には放映権の購入をキャンセルできる旨が規定されており、契約放映権の購入を予定していたテレビ局は、やはりテニス、陸上の場合と同様、放映権の購入をキャンセルした。
46. ネゴ・アブ・カップの終了後、レッド社はブルー社に対して、ブルー社が、ボルト、ウィリアムス、ホッサーをネゴ・アブ・カップに参加させるという約束に反したため、レッド社は合計で 210 万米ドル（内訳は、チケットの売上減少分 70 万米ドル（テニス 25 万米ドル、陸上 25 万米ドル、水泳 20 万米ドル）、及び、放映権収入の喪失 140 万米ドル（テニス 100 万米ドル、陸上 100 万米ドル、水泳 80 万米ドルの合計 280 万米ドルの半額））の損害賠償を求めた。
47. これに対してブルー社の主張は、ボルトの欠場はレッド社が軽微なアンチ・ドーピング規則違反をしたアスリートをネゴ・アブ・カップに出場させないという決定をしたためであり、現にスポーツ仲裁機構はボルトの資格停止処分を 1 か月に短縮しており、またこれは結局大会当日まで解除されていたというものである。さらに、ブルー社は、ウィリアムスの欠場は正当な理由に基づくものであると主張し、ホッサーの欠場についても、そもそもブルー社の約束の相手方は運営委員会であってレッド社ではないし、仮に、ブルー社がレッド社に対して責任を負うとしても、結局は、ホッサーの欠場は火山の噴火によるものであるもので、ブルー社には責任はないと主張している。なお、ボルト、ウィリアムス、ホッサーの欠場について、レッド社はブルー社に対する債務不履行のみを主張しており、レッド社もブルー社も、ボルト、ウィリアムス、ホッサー個人の責任を追及する予定はない。
48. なお、陸上と水泳については、ボルトとホッサーの欠場を受けて、レッド社は緊急で代

わりとなる選手を探した。その時点では、アービトリア国の選手を探すことが困難であったことから、ネゴランド国の若手有望選手に機会を与えることとした。レッド社の努力により、陸上では、ボルトの代わりにネゴランド国の若手の有望株のアスカが出場することとなった。アスカは1日目の予選でネゴランド国新記録を出し、2日目の決勝でもネゴランド国新記録を更新して優勝した。また、水泳でも、レッド社の努力により、ホッサーの代わりにネゴランド国の若手の有望株のエリカが出場することとなったが、エリカも、1日目の予選でネゴランド国新記録を出し、2日目の決勝でもネゴランド国新記録を更新して優勝した。このような、ネゴランド国の若手の大活躍により、ネゴランド国民の多くがレッド社のインターネット配信を視聴することとなった。また、アービトリア国でのテレビ中継が行われなかったことから、アービトリア国民もレッド社のインターネット配信を視聴した。これらにより、インターネット配信による利益は100万米ドルとなった（利益の8割がネゴランド国民の視聴によるもの、2割がアービトリア国民の視聴によるものであった）。レッド社は、このインターネット配信による利益は、ブルー社の債務不履行の結果を最小限とすべく、レッド社が努力した結果により得られたものであるので、ブルー社に配分する必要はないと主張している（ボルト、ウィリアムス、ホッサーが参加していた場合には、インターネット配信による利益は80万米ドル程度であり、アスカとエリカの活躍がなければ、インターネット配信による利益は30万米ドル程度であったというのが、レッド社とブルー社の一致した見解である）。他方、ブルー社は、別添9の契約によれば、インターネット配信による利益は折半することとなっているのであるから、レッド社は50万米ドルをブルー社に支払う必要があると主張している。なお、ネゴ・アブ・カップの様子は、ブルー社の経営するケーブルテレビでも放映されたが、ケーブルテレビでの放映はケーブルテレビを契約している既存顧客へのサービス向上には繋がったのと同時に、ネゴ・アブ・カップを視聴したいとの理由で若干の新たな顧客を獲得できたものの（新規顧客の加入により、ブルー社の7月の視聴料収入は10万米ドル増加した。この10万米ドルの収入増に関してレッド社への支払いは行われていない）、ネゴ・アブ・カップのペイ・パー・ビューは行わなかったため、放映による直接の利益はなかった。また、ブルーTVのインターネット配信も行われなかった。なお、レッド社のインターネット配信では、レッド社が撮影したネゴランド国で開催された競技の映像のみならず、ブルー社から提供を受けたアービトリア国で開催された競技の映像も配信された。また、ブルー社のケーブルテレビでは、ブルー社が撮影したアービトリア国で開催された競技の映像のみならず、レッド社から提供を受けたネゴランド国で開催された競技の映像も放映された。

以上の事件を「イベント事件」という。

49. レッド社とブルー社は、「 β 事件」「イベント事件」に関する紛争を仲裁で解決することに合意した。この仲裁手続において実体問題に適用される法については、関係する事実

の発生時期にかかわらず、UNIDROIT 国際商事契約原則 2016 年版とすることに当事者が合意している。本仲裁手続における当事者の請求と、2018 年 12 月 1 日に予定されている期日において検討されるべき争点は、別添 11 のとおりである。

<ラウンド B>

50. ネゴ・アブ・カップが終わり、仲裁手続が開始した後、レッド社のノムラ社長とブルー社のオータ社長が会談する機会があった。両者の社長は、①ネゴ・アブ・カップの構想自体は大変良いものであったが、中心選手の欠場により地上波の放映がなされなかったり、チケットの払戻が相次ぐ等、残念な結果に終わったこと、②とはいえ、若手の活躍もあり、試合自体は大変盛り上がったこと、③会場に来た観客からは、定期的な開催を求める声も出ていること、④両国の国民のスポーツに関する関心は大変高く、両国でスポーツ事業をさらに盛り上げていく余地は大いにあると考えられること、⑤国民の健康促進という意味でもスポーツ事業の意義は大きいこと、といった点で意見が一致した。そのうえで、⑥仲裁については和解により決着すること、⑦スポーツ・ビジネスの分野で両者が共同できる分野がないかを検討すること、⑧前回のネゴ・アブ・カップをより拡大した形で第2回ネゴ・アブ・カップを1年後に実施すること、について合意した。
51. 上記の社長同士の合意を受けて、レッド社とブルー社の間で交渉が行われることになった。交渉には、レッド社からスポーツ事業担当専務取締役、スポーツ事業部長、法務部長、その他の関係者が参加し、ブルー社からは副社長、イベント事業部長、法務部長、その他の関係者が参加することとなった。交渉場所は、東京のホテルとすることになった。
52. 第1回目の交渉で、仲裁について話し合われた。仲裁の事件のうち、 β 事件については、ネゴランド国スポーツ庁が β -7シリーズの国外への提供について異議を述べないことと方針を変更しており、レッド社がブルー社に対して β -7を提供することについての障害はなくなっている。問題は、無料で提供するか、あるいは、有償とするか、有償の場合には幾らとするかが問題となっている。なお、レッド社からは、レッド社が2017年10月にネゴランド国の代表チームのためにネゴランド国のスポーツ庁に納品した際には、1セット10万米ドルで、5セットを納品したとの説明がなされている。この価格は、代表チームを支援するための特別価格とのことである。ネゴランド国のイベント事件については、双方の申立てを取り下げることで合意が整っている。
53. また、同じく第1回目の交渉では、共同できる分野として、レッド社からは、BSAのネゴランド国版を作りたいので協力して欲しいとの意向が示された。具体的には、2年後のオープンを目指してスポーツ事業部内に設けられた企画チームに、ブルー社から2名のスタッフを派遣して欲しいという申し出である。ブルー社からは、BSAでは既にネゴランド国からの選手も受け入れており、むしろ、ネゴランド国からのBSAへの留

学制度をレッド社とブルー社とが協力して充実させてはどうか、との提案がなされている。

54. 1年後の第2回ネゴ・アブ・カップについては、第1回の交渉では論点整理がなされ、第2回の交渉で以下の点について交渉することとされた。

- ①開催時期
- ②競技
- ③開催場所
- ④運営委員会のガバナンス・役割分担
- ⑤放映権の販売

55. 開催時期については、レッド社は前回と同様の7月の開催を主張している。ネゴランド国内では、7月にはプロ、アマを問わず、大きなスポーツ・イベントがないことから、アスリートが参加するクラブ等の協力が得られやすく、アスリートが参加しやすい、というのがその大きな理由として挙げられている。ブルー社は、10月を主張している。ブルー社は、ネゴランド国やアーボトリア国では7月には35度を超える酷暑となる可能性があり、アスリートの健康に影響が大きいことを理由に挙げている。また、ブルー社は、自社が契約しているアスリートについては、10月開催であっても問題なく出場できるとしている。

56. 第1回の交渉では、競技数を、第1回の6競技から、第2回では15競技に大幅に拡大すること、第1回目に実施した6競技は第2回目も実施することが合意されている。次回の交渉では、新しい競技として追加する9競技をどうするかが交渉されることとなっている。なお、ネゴランド国、アーボトリア国における人気スポーツについての調査結果をまとめたのが別添12である。新たな競技は別添12のリストの中から決定されることになっている。なお、別添12のうち、屋外で実施することが決まっている競技は、馬術、サッカー、陸上競技、カヌー、ゴルフ、ラグビー、射撃、自転車、野球、セーリングである。

57. 第1回大会は、ネゴランド国とアーボトリア国で各3競技を実施したが、ネゴランド国での全ての競技はネゴタウンで、アーボトリア国での全ての競技はブルー・ビレッジで行われた。また、レッド社からは、競技の半分をネゴランド国、半分をアーボトリア国で実施するという方法のほかに、継続的な開催を前提に、第2回はネゴランド国、第3回はアーボトリア国、といった形で交互に開催するという方法もあるのではないかと、との提案もなされている。また、レッド社からは、次回は、ネゴタウンや、ブルー・ビレッジ以外で開催してはどうか、との提案もなされている。他方、ブルー社は、ブルー・

ビレッジでは、スタジアムを改修するとともに、観客席の完備された大型体育館（別添 12 に記載されているあらゆる屋内競技（水泳を除く）に対応可能である）を建設する予定であるので、ブルー・ビレッジのスタジアムや大型体育館のお披露目の機会としたいとの希望が示されている。なお、施設の規模、施設の所有者、開催時期、競技の時間等によっては、別添 12 に記載されたチケットの売上げ、経費、放映権料の予想は変化しない。一つの施設では複数の競技を開催することはできない（ブルー・ビレッジについては、ブルー・ビレッジにある各施設について、それぞれ 1 つずつの競技しか開催できない）。

58. ガバナンス、役割分担については、第 1 回大会の形を基本としつつ、大会の規模を拡大することに伴い、運営委員会を拡充し、レッド社、ブルー社からそれぞれ 15 名ずつのスタッフを専従スタッフ派遣することが合意されたが、第 1 回大会のように、各競技の実施について、レッド社あるいはブルー社の一方が競技の運営やチケットの販売について責任を負うこととするか、運営委員会のもとに各競技の競技委員会等を作って集中的な管理を行うこととするかについては、次の会議で議論することとされている。
59. また、第 1 回の交渉では、競技の撮影、レッド社が経営するインターネット配信プログラムやブルー社が経営するケーブルテレビ局での配信、地上波のテレビ局への放映権の販売についても、前回は、レッド社とブルー社がそれぞれバラバラに担当したが、今回は、より戦略的に取り組むべきであるという点で意見が一致した。特に、今回は規模が拡大することから、大会の経費をどうやって賄うかが重要となるが、放映権の販売は大きな収入源となることが期待されている。
60. 第 1 回大会の収支状況は、別添 13 の通りであった。第 1 回大会では、3 つの競技で地上波のテレビ局への放映権の販売がキャンセルされ、また、ネゴランド国で開催された競技についてチケットの売上が目標を下回ったが、アービトリア国で開催された競技についてはチケットは完売であり、また、ネゴランド国のインターネット配信からの視聴料収入が予想以上であったことから、負担金を超えるような赤字を出さずに済んだ。しかし、次回は規模も大きく拡大し、必要な経費も大きく増加する。第 1 回の交渉では、第 2 回大会の収支について、以下のようなやりとりがなされている。なお、第 2 回大会では、負担金やスポンサー収入、各競技の収支、放映権の販売、ネット配信等も含めてすべての収支を運営委員会の勘定で一括して管理したうえで、利益が出た場合にはレッド社とブルー社で折半することが合意されている。

レッド社：「第 2 回大会の収支について、大まかなイメージを共有するための資料を作成してみました。規模が約 2.5 倍から 3 倍になることを前提に、ラフな試算をし

てみました。」

ブルー社：「現時点で、特にコメントすることはありません。これだけ利益が上がれば理想的ですね。ただ、どのような競技とするかなどによって大きく変わってくるので、全て今後の交渉次第ですね。」

レッド社：「確かにそうですね。」

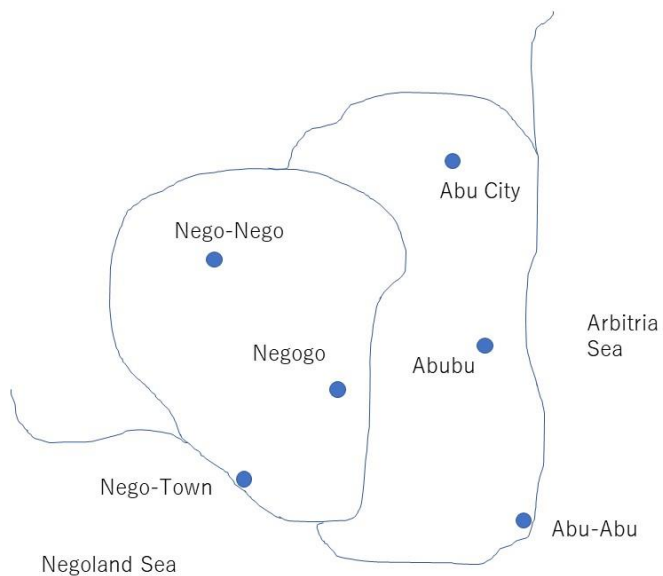
レッド社が提示した資料は別添 14 のとおりである。なお、別添 14 の項目のうち、「他スポンサー」「その他収入」「広報・マーケティング」「その他支出」の項目は、競技の選択に係わらず、別添 14 に記載した通りの金額となることが見込まれている。

61. 放映権に関しては、既に 2 つのグループから、レッド社とブルー社にアプローチがなされている。1 つは、ネゴランド国第一位の放送局であるネゴ・テレビとアーボトリア国第二位のアブ・テレビのグループであり、このグループは、全ての競技の放映権を一括して購入すると言っている。価格は、350 万米ドル（固定価格）と、開催する 15 競技の予定放映権価格（別添 12 を参照）の合計額に 50% を乗じた金額（変動価格）の合計額である。但し、このグループは、レッド社やブルー社が独自に撮影した映像であっても、このグループによる地上波以外の配信については、リアルタイムでの配信は行わないことを条件としている。2 つ目のグループは、ネゴランド国第二位のテレビ・ネゴランドとアーボトリア国第一位のアーボトリア放送のグループである。このグループは、15 の競技のうち、10 の競技についての放映権を、450 万米ドル（固定価格）と、当該 10 競技の予定放映権価格（別添 12 を参照）の合計額に 40% を乗じた金額（変動価格）の合計額で購入すると言っている。どの 10 の競技にするかについては、後日、競技が確定してから、このグループが選定する。このグループは、レッド社やブルー社がみずから撮影した映像であれば、それを自分たちが経営する他のチャンネルでの同時配信することは禁じないとしている。次回の会議では、いずれのグループと優先的に交渉を行うかについても決定することとなっている。

62. 次回の交渉では、仲裁の和解、スポーツ事業に関する両社の共同事業、第 2 回ネゴ・アブ・カップの開催以外の事項について話し合うことは妨げられていないが、少なくとも上記の事項については話し合い、方向性を示すことが必要である。詳細については、それ以降の交渉に委ねることもできるが、次回の交渉において基本的な方向性について合意が整わない場合には、仲裁手続は継続せざるを得ず、また、第 2 回ネゴ・アブ・カップの開催も危うくなると考えられている。

以 上

別添 1



	City	Poplulation (1,000)	Dates that recorded more than 30.0C*		Dates that recorded more than 35.0C*		Sports that can be held in this city **
			July	October	July	October	
Negoland	Nego-Town	5,000	30	2	20	0	All
	Negogo	100	20	0	15	0	Canoe, Table Tennis
	Nego-Nego	200	15	0	7	0	Baseball, Volleyball, Basketball
Arbitria	Abu-Abu	2,000	25	0	20	0	All
	Blue Village	-	18	0	15	0	Golf, Tennis, Football, Swimming, Volleyball, Basketball, Athletics
	Abubu	100	15	0	10	0	Shooting, Table Tennis
	Abu-City	300	15	0	5	0	Basketball, Volleyball
* The average number of 2016-2018							
** Due to the limitation of facilities and the desire of cities, the sports that can be held in some cities are limited as follows.							

別添 2

An Outline of Red Corp.

Corporate Name: Red Corporation

Principal Office: Nego-Town, Negoland

Shares: Traded on the Negoland Stock Exchange

1. Consolidated Financial Statements

(US\$ millions)		2013	2014	2015	2016	2017
	Electronic Equipment	19,500	19,600	18,900	17,900	17,000
	Construction	15,100	15,900	20,300	19,500	20,700
	IT Solution	18,100	17,600	16,500	18,500	16,900
	Electronic Components	14,300	14,900	15,500	16,700	16,400
	Sports	-	-	500	1,400	2,000
	Others	1,000	2,000	1,300	1,000	1,000
Revenue		68,000	70,000	73,000	75,000	74,000
	Electronic Equipment	1,200	2,000	1,100	1,200	1,200
	Construction	1,100	1,000	800	2,000	1,000
	IT Solution	1,000	1,100	1,500	1,600	1,700
	Electronic Components	1,000	1,200	1,000	1,200	1,500
	Sports	-	-	20	100	150
	Others	30	50	40	30	40
Net Income		4,330	5,350	4,460	6,130	5,590

2. Some notable projects embarked on by Sports Business Department

- Provision of its technologies to the construction of Nego-Nego Gymnasium (2015) and to Negoland National Stadium in Nego-Town (2017).
- Provision of analytical technology to Blue Village.
- Organization and operation of World Volley Ball Club Competition (2015), International Basket Ball Club Championship (2016), Nego-Abu Cup (2018)
- Red Cup Volley Ball and Basket Ball Tournament for high school students in Negoland (2015-)

別添 3

An Outline of Blue Corp.

Corporate Name: Blue Corp.

Principal Office: Abu-Abu, Arbitria

Shares: Traded on the Arbitria Stock Exchange

Consolidated Financial Statements

(US\$ millions)		2013	2014	2015	2016	2017
	Athlete Management	600	550	600	580	600
	Village, BSA	560	600	650	700	750
	Media (TV, Internet)	400	500	550	600	600
	Events	300	250	320	300	300
	Others	50	45	50	55	60
Revenue		1,910	1,995	2,170	2,235	2,310
	Athlete Management	70	60	75	80	75
	Village, BSA	40	35	30	40	45
	Media (TV, Internet)	40	40	45	50	40
	Events	30	20	30	20	25
	Others	3	5	4	3	4
Net Income		183	160	184	193	189

別添 4

AGREEMENT

This Agreement, entered into on May 15, 2011, by Red Corp., a corporation duly organized and existing under the laws of Negoland ("Red"), Yellow Corp., a corporation duly organized and existing under the laws of Negoland ("Yellow") and Blue Corp., a corporation duly organized and existing under the laws of Arbitria ("Blue"),

WITNESSES THAT:

WHEREAS, Red has developed α series, the sports motion capture system, and β series, the sensors and analytics for sports ("Red Products");

WHEREAS, Yellow has developed the water proof rubber, underwater cameras and sensors ("Yellow Products");

WHEREAS, Blue desires to purchase Red Products and Yellow Products (jointly the "Products") for use of the Blue Village;

WHEREAS, both Red and Yellow desire to sell the Products to Blue.

NOW, THEREFORE, it is agreed among the parties as follows:

Article 1 PRODUCTS

1. Blue agrees to purchase and Red agrees to sell the 9 sets of α -4 and β -4 series as specified in Schedule A to this Agreement.
2. Blue agrees to purchase and Yellow agrees to sell Blue the Yellow Products as specified in Schedule A to this Agreement.
3. Red and Yellow agrees to assemble 1 set of the Red Products and the Yellow Products for the use of the swimming pool at Blue Village, and produce the Swimming Pool Version of α -4 and β -4 series.

Article 2 DELIVERY

1. Trade term shall be DDP (Blue Village) Incoterms [®] 2010.
2. The Products shall be delivered to the Blue Village by Red, and Red shall equip the Products at the location as specified in Schedule B to this Agreement by December 31, 2011.

Article 3 PRICE AND PAYMENT

1. Blue shall pay US\$9,500,000 for the Red Products to Red. US\$5,000,000 shall be paid by September 30, 2011, and US\$4,500,000 shall be paid within one month from the date when all the Products have been equipped in the location as specified in Schedule B.
2. Blue shall pay US\$500,000 for the Yellow Products to Yellow by September 30, 2011.
3. Payments under the previous paragraphs shall be made to the bank account designated by Red (for the payment to Red) and Yellow (for the payment to Yellow).

Article 4 WARRANTY

Red and Yellow make no warranty or condition, expressly or impliedly, including without limitation warranty as to the fitness of the Products for any particular purpose or the merchantability thereof.

. . .

Article 10 LIQUIDATED DAMAGES

In case Red fails to deliver the Products under this Agreement, Red shall pay US\$5,000,000 to Blue upon the written request from Blue, as liquidated damages.

Article 11 FORCE MAJEURE

No party shall be liable for failure to perform or delay in performing any obligation hereunder to the extent that such failure or delay is attributable to force majeure. The term force majeure shall mean such acts, happenings, causes or circumstances as, including, but not limited to, war, civil disturbance, labor difficulties or direction of a governmental authority which are beyond the reasonable control of the party affected.

Article 12 GOVERNING LAW

This contract shall be construed in accordance with and governed by UNIDROIT Principles for International Commercial Contracts 2016.

Article 13 ARBITRATION

Any dispute arising out of or under this contract shall be settled by arbitration in accordance with UNCITRAL Arbitration Rules, in the edition current at the date of this contract, in Japan.

Article 14 ENTIRE AGREEMENT AND MODIFICATION

This Agreement sets forth the entire agreement between the parties hereto with respect to the subject matter hereof and is intended to supersede all prior negotiations, understandings and agreements. No provision of this Agreement may be waived or amended, except by a writing signed by the parties hereto.

Red Corp.
<Signed>

Yellow Corp.
<Signed>

Blue Corp.
<Signed>

Schedule A

Specification of the Products

<Standard Version of the Red Products>

- 9 sets of α -4 series (the sports motion capture system) developed and produced by Red.
- 9 sets of β -4 (the sensors and analytics for sports) developed and produced by Red.

<Swimming Pool Version>

- 1 set of α -4 series (the sports motion capture system) developed and produced by Red Corp combined with the water proof rubber and underwater cameras developed and produced by Yellow.
- 1 set of β -4 (the sensors and analytics for sports) developed and produced by Red, combined with the water proof rubber and sensors developed and produced by Yellow.

Schedule B

Location where the Products to be equipped

The Products shall be equipped at the following 10 locations in the Blue Village.

- The Driving Range
- No. 1 Tennis Courts
- No. 1 Football Field
- Baseball Field
- No. 1 Swimming Pool (NOTE: Swimming Pool Version)
- Volleyball Gymnasium
- No. 1 Multi-Purpose Gymnasium
- The Stadium
- No. 1 and 2 Training Room

別添 5

Maintenance Agreement

This Maintenance Agreement (the “Agreement”) is made and entered effective as of December 15, 2011 by and between Red Corp. and Blue Corp.

1. Equipment Schedules: This Agreement covers the equipment listed on the Equipment Schedule. If Red replaces equipment that is under warranty with the same model number, such replaced equipment shall also be covered under this Agreement.
2. Services: For the fees set forth below, Red shall inspect on a regular basis, replace parts and offer program updates, and maintain in good operating condition, the equipment itemized on such Equipment Schedule (the “Services”).
3. Fees: The fee for services to be performed under this Agreement is US\$1,000,000. Blue shall pay the fee upon its receipt of the invoice from Red.
4. Limited/Warranty:
 - a. Red will re-perform any Services that proves defective during the term of this Agreement. If Red cannot provide any maintenance service due to Red’s fault, Red will refund that portion of the fee to Blue.
 - b. Any materials provided during maintenance services are covered by that materials specific warranty. This agreement does not warrant any materials.
5. Term: The term of this Agreement shall be for one year starting on the Commencement date as specified in the Equipment Schedule. This Agreement shall automatically renew for additional terms of one (1) year each unless either party gives notice of cancellation in writing to the other at least thirty (30) days prior to the expiration of the then current term. In the event of any such renewal period, the maintenance fee Blue shall pay during such period shall be as set forth above.
6. Exclusions: Except as otherwise set forth in the Equipment Schedule, the Services to be provided for the fee as set forth in Article 3 shall not include:
 - a. Service required as a result of abuse, misuse, electrical storms, power failures or fluctuations, glass breakage or damage, failure to follow user maintenance and operating instructions, or the failure or results of failure of interconnected equipment not specified on an Equipment Schedule,

including, but not limited to, wiring, conduit, or voice or data transmission equipment or facilities;

b. Consumable items including, but not limited to, batteries, recording devices, waterproof rubbers.

c. Services required because of service, inspection, or tampering with equipment by anyone other than Red.

d. Requested service outside Red's normal hours of operation.

e. Provision of the new version of the equipment.

If Red determines that the service requested by Blue is excluded pursuant to the above, and Blue requests Red to perform such service, the service will be provided under section 10.

7. Liquidated Damages: In case Red fails to perform its obligation under this Agreement, Red shall pay US\$5,000,000 to Blue upon the written request from Blue, as liquidated damages.

. . .

9. Parts: Unless an Equipment Schedule indicates that parts are included, Blue shall pay Red then current list price for any replacement parts necessary for the performance of service on equipment.

10. Other Services: Blue may from time to time request that Red provides other services not included in the fee set forth in Article 3. Red will use reasonable efforts to provide such service at 90% of its then current and standard hourly rates.

. . .

12. General Terms:

a. This Agreement shall be governed by and interpreted in accordance with UNIDROIT Principles for International Commercial Contracts 2016.

b. Any dispute arising out of or under this contract shall be settled by arbitration in accordance with UNCITRAL Arbitration Rules, in the edition current at the date of this contract, in Japan.

c. The Parties have participated jointly in the negotiation and drafting of this Agreement. In the event an ambiguity or question of intent or interpretation arises, this Agreement shall be construed as if drafted jointly by the Parties and no presumption or burden of proof shall arise favoring or disfavoring any Party by virtue of the authorship of any of the provisions of this Agreement. Contra Proferentem is not applied to this Agreement.

Red

<Signed>

Blue

<Signed>

EQUIPMENT SCHEDULE:

<Standard Version of the Red Products>

- 9 sets of α -4 series (the sports motion capture system) developed and produced by Red.
- 9 sets of β -4 (the sensors and analytics for sports) developed and produced by Red.

<Swimming Pool Version>

- 1 set of α -4 series (the sports motion capture system) developed and produced by Red combined with the water proof rubber and underwater cameras developed and produced by Yellow.
- 1 set of β -4 (the sensors and analytics for sports) developed and produced by Red combined with the water proof rubber and sensors developed and produced by Yellow.

<Commencement Date>

January 1, 2012

別添 6

Memorandum of Understanding

Regarding the α and β series equipped in Blue Village that were provided by Red Corp. ("Red") to Blue Corp. ("Blue"), in addition to the existing Maintenance Agreement dated on December 15, 2011 between the parties, Red and Blue agree as follows:

1. Red will send 1 or 2 staffs to Blue Village who will stay on site to get feedback from athletes and coaches and collect the data regarding the α and β series.
2. Blue will use its reasonable efforts to provide support to the staffs of Red, including providing the room to the staffs and allowing the access to the equipment and data.
3. Red will keep the feedback and the data collected at Blue Village confidential and use them only to reflect to develop the α and β series and to make their upgrades.
4. When Red upgrades the α and/or β series using the feedback and data collected at the Blue Village, Red will provide the new version as the test version to Blue for a one year period before Red will release them to other customers.
5. After one year testing period, Red is free to release the upgraded version to anyone.

January 25, 2013

Red Corp.
<Signed>

Blue Corp.
<Signed>

別添 7

Sales Agreement

This Sales Agreement (hereinafter referred to as this “Agreement”), made and entered into by and between Yellow Corp. and Blue Corp., concerns the provision of the underwater cameras and sensors newly developed by Yellow to Blue.

Article 1 Products

1. Blue agrees to purchase and Yellow agrees to sell the underwater cameras and sensors (the “Products”) specified in Schedule A to this Agreement.
2. Yellow shall deliver the Products at Blue Village by July 20, 2017.
3. Trade Terms shall be CIF (Abu-Abu) Incoterms ® 2010.

Article 2 Payment

1. Blue shall pay US\$3,000,000 for the Products to Yellow by January 31, 2018.
2. Payments under the previous paragraphs shall be made to the bank account designated Yellow.

. . .

Article 4 Warranty

Yellow makes no warranty or condition, expressly or impliedly, including without limitation warranty as to the fitness of the Products for any particular purpose or the merchantability thereof.

. . .

Article 10 Force majeure

Neither party shall be liable for failure to perform or delay in performing any obligation hereunder to the extent that such failure or delay is attributable to force majeure. The term force majeure shall mean such acts, happenings, causes or circumstances as, including, but not limited to, war, civil disturbance, labor difficulties or direction of a governmental authority which are beyond the

reasonable control of the party affected.

Article 11 Governing law

This contract shall be construed in accordance with and governed by UNIDROIT Principles for International Commercial Contracts 2016.

Article 12 Dispute Resolution

The parties submit to the non-exclusive jurisdiction of the Nego-Town District Court of Negoland in respect to all controversies arising from or in relation to the Agreement.

June 15, 2017

Yellow Corp.
<Signed>

Blue Corp.
<Signed>

Schedule A

PRODUCTS:	Underwater Cameras (Version X)	1 set
	Underwater Sensors (Version X)	1 set

Maintenance Agreement

Further to the Sales Agreement made between Yellow and Blue dated on June 15, 2017 (the “Sales Agreement”), this Maintenance Agreement (the “Agreement”) is made and entered effective as of June 15, 2017, by and between Yellow Corp. and Blue Corp.

1. Equipment: This Agreement covers the underwater cameras and sensors that Blue purchased from Yellow under the Sales Agreement (the “Products”).
2. Services: For the fee set forth below, Yellow will inspect on a regular basis, replace parts and offer program updates, and maintain in good operating condition of the Products (the “Services”).
3. Fees: The fee for the Services to be performed under this Agreement is US\$30,000 per one year. Blue shall pay the fee upon its receipt of the invoice from Yellow.
4. Limited/Warranty:
 - a. Yellow will re-perform any Services that proves defective during the term of this agreement. If Yellow cannot provide any Services due to Yellow’s fault, Yellow will refund that portion of the fee to Blue.
 - b. Any materials provided during maintenance services are covered by that materials specific warranty. This agreement does not warrant any material.
5. Term: The term of this Agreement shall be for three years starting on the date of this Agreement. This Agreement shall automatically renew for additional terms of one (1) year each unless either party gives notice of cancellation in writing to the other at least thirty (30) days prior to the expiration of the then current term. In the event of any such renewal period, the maintenance fee Blue will pay during such period shall be as set forth above.
6. Exclusions: The Services to be provided for the fee as set forth in Article 3 do not include:
 - a. Service required as a result of abuse, misuse, electrical storms, power failures or fluctuations, glass breakage or damage, failure to follow user maintenance and

operating instructions, or the failure or results of failure of interconnected equipment not specified on an Equipment Schedule, including, but not limited to, wiring, conduit, or voice or data transmission equipment or facilities;

b. Consumable items including, but not limited to, batteries, recording devices, waterproof rubbers;

c. Services required because of service, inspection, or tampering with equipment by anyone other than Yellow;

d. Requested service outside Yellow's normal hours of operation; or

e. Provision of the new version of the equipment.

If Yellow determines that the service requested by Blue is excluded pursuant to the above, and the Blue requests Yellow to perform such service, the service will be provided under section 10.

. . .

9. Parts: Blue will pay Yellow then current list price for any replacement parts necessary for the performance of service on equipment.

10. Other Services: Blue may from time to time request that Yellow provides other services not included in the fee set forth in Article 3. Yellow will use reasonable efforts to provide such service at 90% of its then current and standard hourly rates.

. . .

12. General Terms:

a. This Agreement shall be governed by and interpreted in accordance with UNIDROIT Principles for International Commercial Contracts 2016.

b. Any dispute arising out of or in connection with this contract shall be settled by arbitration in accordance with UNCITRAL Arbitration Rules, in the edition current at the date of this contract, in Japan.

c. The Parties have participated jointly in the negotiation and drafting of this Agreement. In the event an ambiguity or question of intent or interpretation arises, this Agreement shall be construed as if drafted jointly by the Parties and no presumption or burden of proof shall arise favoring or disfavoring any Party by virtue of the authorship of any of the provisions of this Agreement. Contra Proferentem is not applied to this Agreement.

Yellow
<Singed>

Blue
<Signed>

別添 9

Agreement

This Agreement is made as of December 15, 2016 by and between Red, Corp., a corporation organized and existing under the laws of Negoland (“Red”) and Blue Corp., a corporation organized and existing under the laws of Arbitria (“Blue”).

WITNESSETH:

WHEREAS, Red and Blue desire to jointly organize a series of team events between Negoland and Arbitria (the “Event”) to celebrate 150 years of diplomatic relations between the two nations, as well as the unveiling of the new Red Stadium and the twentieth anniversary of Blue Village,

NOW THEREFORE, the Parties hereto agree as follows:

1. STEERING COMMITTEE

(1) Red and Blue will organize a Steering Committee. The Steering Committee will be made up of 10 members who will oversee the operation of the Nego-Abu Cup. Red and Blue will send five members each to work for the Steering Committee.

(2) Final authority, management and control of the business and affairs of the Steering Committee shall be vested in the Parties. The powers of the Parties may be exercised by resolution passed at the meeting of the Steering Committee. The Parties may at any time and from time to time by resolution passed at the meeting of the Steering Committee delegate any power or authority relating to the management of the business and affairs of the Steering Committee to any Party and the exercise of any such authority or authority by such Party shall be valid and binding upon all Parties until such power or authority has been rescinded by resolution.

(3) If a decision is not made at a meeting of the Steering Committee because of a tie vote, the matter shall be referred to a meeting of the top managements of Red and Blue.

(4) Parties shall use their best efforts and shall cooperate with each other in good faith to make the Event to be successful.

2. EVENT

(1) The name of the Event is “Nego-Abu Cup”.

- (2) Track & field, swimming, volleyball, basketball, golf and tennis will constitute the Nego-Abu Cup, and all games will be team games to be fought between Negoland and Arbitria.
- (3) Games will be held during the July 1 - July 22, 2018 period.
- (4) Track & field, swimming and tennis games will be held in Nego-Town in Negoland. Specific venues are: the Red Stadium for track & field, the National Swimming Center for swimming and the Nego-Town Tennis Center for tennis.
- (5) Volleyball, basketball and golf will be held at Blue Village in Arbitria.
- (6) The teams under Red's ownership will participate in volleyball and basketball games.
- (7) The Blue Rockets, which is the basketball team Blue owns, and for which LeBron Jordan plays, will participate in the men's basketball games.
- (8) Margaret Williams, Jack Tiger, and Carl Bolt, all of whom are managed by Blue, will participate in tennis, golf and track & field respectively.

3. DIVISION OF ROLES, COST, PROFIT

- (1) Planning, organization, management, promotion, ticket sales of the games held at venues located in Negoland will be the responsibility of Red, and planning, organization, management, promotion, ticket sales of the games held at venues located in Arbitria will be responsibility of Blue.
- (2) Parties understand that the participation of the teams and players as mentioned in Article 2(6)(7)(8) is important element for the success of the Event. Red is responsible for the participation of the teams as mentioned in Article 2(6) in good condition and Blue is responsible for the participation of the team and players specified in Article 2(7) and (8) in good condition.
- (3) The Parties shall be responsible to arrange the venue suitable for the games.
- (4) Ticket sales revenue for all the games held at venues located in Negoland will go to Red, and ticket sales revenue for all the games held at venues located in Arbitria will go to Blue.
- (5) Videography/photography at venues in Negoland and in Arbitria and the cost thereof will be the responsibility of Red and Blue respectively.
- (6) The cost needed for the operation will be equally borne by Red and Blue, provided that, the cost incurred in Negoland will be the responsibility of Red, while the cost incurred in Arbitria will be the responsibility of Blue.
- (7) Videos of the Event will be distributed in Negoland by Red via Red's streaming programs. In Arbitria, Blue will televise the Event on Blue's own cable TV channels, and it will sell broadcasting rights to terrestrial TV networks for broadcasting.
- (8) Profits from Event telecasting will be shared equally between Red and Blue.
- (9) Each party shall indemnify and hold harmless the other party from and against all damages, costs and expenses, for which either party might liable, in whole or in part, arising out of or related to

the breach of this Agreement of the indemnifying party and its employees.

4. GENERAL MATTERS

(1) In the event of any failure or delay in the performance of this Agreement due to war, civil commotion, labor dispute, fire, natural disaster, or any other cause whatsoever beyond the reasonable control of a party so affected, the said party shall not be liable for such failure or delay, or results thereof. Upon the occurrence of any of the above events, the party affected by such event shall, without delay, notify in writing the other party of the same, and the parties hereto shall meet and discuss appropriate or necessary steps or actions to be taken to cope with the situation.

(2) Any dispute, controversy or difference which may arise between the parties out of or in relation to this Agreement or for the breach thereof shall be amicably settled by consultation among the parties. All such disputes, controversies and differences, if not settled amicably, shall be finally settled by arbitration to be held at Tokyo, Japan, under UNCITRAL Arbitration Rules by three arbitrators.

(3) This Agreement shall be governed by and interpreted in accordance with UNIDROIT Principles for International Commercial Contracts 2016.

(4) The Parties have participated jointly in the negotiation and drafting of this Agreement. In the event an ambiguity or question of intent or interpretation arises, this Agreement shall be construed as if drafted jointly by the Parties and no presumption or burden of proof shall arise favoring or disfavoring any Party by virtue of the authorship of any of the provisions of this Agreement. Contra Proferentem is not applied to this Agreement.

Red

<Signed>

Blue

<Signed>

別添 10

April 1, 2018

The Steering Committee of Nego-Abu Cup
Copy to Red Corp.

Dear Steering Committee

I have good news. Sarah Hosszu was not scheduled to come to the event, due to a prior commitment elsewhere, but she became available because that event was called off. So, we would like to add Sarah to the list of athletes (see Article 2(8) of the Agreement) who will participate in the Nego-Abu Cup. We are sure that Sarah's participation will drastically increase the level and attractiveness of the swimming in the Nego-Abu Cup. As we have already discussed, please note that as a condition for her to come and compete during the Nego-Abu Cup, she requested first-class air travel to Nego-Town from Western Europe, where she was scheduled to appear immediately before the Nego-Abu Cup.

Sincerely,

Blue Corp.

別添 11

○ β 事件

・ブルー社が求める仲裁判断

1. レッド社はブルー社に対して β -7 シリーズを提供せよ。レッド社は β -7 シリーズを提供する債務の不履行を理由とする損害賠償として 500 万米ドルを支払え。

・レッド社が求める仲裁判断

1. レッド社はブルー社に対して β -7 シリーズを提供する義務を負わないことの確認
2. ブルー社はレッド社に対して 300 万米ドルを支払え。

・争点

1. レッド社はブルー社に対して β -7 シリーズを提供する義務を負うか。
2. 仮に、レッド社がブルー社に対して β -7 シリーズを提供する義務を負う場合、仲裁廷はレッド社に対して β -7 シリーズの提供を命じるべきか。
3. 仮に、レッド社がブルー社に対して損害賠償として 500 万米ドルを支払う義務を負う場合（損害賠償額が 500 万米ドルであることについては争う必要はない）、レッド社はブルー社に対する 300 万ドルの債権と相殺することができるか。

（注）仲裁合意の準拠法は UNIDROIT Principles for International Commercial Contracts 2016 とする。また、UNCITRAL Arbitration Rules (as revised in 2010) の Article 23, Section 2 との関係では、本コンペティションの規則により提出することとなっている準備書面または規則において言及されていれば足りるものとする。

○イベント事件

・レッド社が求める仲裁判断

1. ブルー社はレッド社に対して 210 万米ドルを支払え。

・ブルー社が求める仲裁判断

1. レッド社はブルー社に対して 50 万米ドルを支払え。

・争点

1. ブルー社は、ボルト、ウィリアムス、ホッサーをネゴ・アブ・カップに参加させる

という約束に反したことにより、レッド社とブルー社との間の契約における義務に違反したか。仮に、ブルー社に義務違反があった場合、認められるべき損害賠償額は幾らか。

2. レッド社はインターネット配信から得られた 100 万米ドルの利益をブルー社と折半する義務を負うか。

別添 12

						* US\$1,000
Sports		人気ランキング		予想チケット 売上げ*	予想競技運営経 費*	予想放映権料*
		Negoland	Arbitria			
ボクシング	Boxing	17	21	600	500	200
バドミントン	Badminton	11	14	400	900	500
馬術	Equestrian	19	23	500	1,200	200
バスケットボール	Basketball	9	2	750	1,300	1,000
フェンシング	Fencing	13	17	400	700	500
サッカー	Football	1	1	800	800	1,200
体操	Gymnastics	22	13	500	900	500
ホッケー	Hockey	3	20	400	900	650
レスリング	Wrestling	20	15	500	800	300
水泳	Swimming	8	4	500	900	800
バレーボール	Volleyball	4	8	500	800	600
陸上競技	Athletics	5	11	750	1,200	1,000
カヌー	Canoe	24	25	400	900	200
ゴルフ	Golf	16	9	600	900	800
ハンドボール	Handball	10	22	400	800	400
柔道	Judo	25	12	500	400	200
ラグビー	Rugby	18	6	400	800	650
セーリング	Sailing	26	26	400	900	200
射撃	Shooting	21	10	400	900	500
テニス	Tennis	2	3	750	1,200	1,000
卓球	Table Tennis	12	5	450	900	600
ウェイトリフティング	Weight Lifting	23	24	400	400	200
自転車	Cycling	14	16	400	1,000	600
アーチェリー	Archery	15	18	400	700	400
野球	Baseball	6	7	500	1,300	600
空手	Karate	7	19	400	900	500
1. 第1回で開催した競技については、同じ会場を使用する前提の数字である。 2. NegogoあるいはAbubuで開催する場合には、競技運営経費は20%減額となるが、チケットの売上げが10%減少する。 3. Nego-NegoあるいはAbu-Cityで開催する場合には、競技運営経費は10%減額となる。						

別添 13

第1回ネゴ・アブ・カップ収支		
		(1,000米ドル)
収入		
負担金	レッド社	500
	ブルー社	500
他スポンサー		0
チケット売上げ	ネゴランド	1,300
	アービトリア	1,850
放映権料		2,400
ネット配信		1,000
その他（グッズ販売、ライセンス等）		500
合計		8,050
支出		
競技運営経費（会場費、人件費、セキュリティ、その他競技の実施のための費用）	ネゴランド	3,300
	アービトリア	3,000
広報・マーケティング		800
その他		300
合計		7,400

別添 14

	(1,000米ドル)
収入	
負担金	1,800
他スポンサー	500
チケット売上げ	8,000
放映権料	11,000
ネット配信	3,000
その他（グッズ販売、ライセンス等）	500
合計	24,800
支出	
競技運営経費（会場費、人件費、セキュリティ、その他競技の実施のための費用）	14,500
広報・マーケティング	4,000
その他	1,000
合計	19,500
*上記の予算はすべての競技をネゴタウンかアブアブで開催した場合のものである。 他のスポンサーとして予定されているのは、ネゴランド国政府とアービトリア国政府で、各25万米ドルずつ資金を提供してくれる予定である。 *ネット配信収入は開催競技によっては変化しないが、第一のグループの場合には、リアルタイムでの配信ができないため2,000となる。	